

洗足学園音楽大学教員の任期に関する規程

改正 令和3年3月4日

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「任期法」という。）第5条第2項の規定に基づき、洗足学園音楽大学における教員の任期その他必要な事項について定める。

(組織及び職名)

第2条 任期法第4条第1項第1号に基づき任期を定めて任用する教員（以下「任期制教員」という。）の教育研究組織は、次のとおりとする。

(1) 音楽研究科

(2) 音楽学部

2 任期制教員の職名は、次のとおりとする。

(1) 教授

(2) 准教授

(3) 講師

(4) 助教

(5) 助手

(任期及び再任)

第3条 任期制教員の任期は、4年間とし、再任することができる。

(雇用契約)

第4条 任期制教員の雇用を行う場合は、学校法人洗足学園と当該任期制教員との間で個別に雇用契約を締結するものとする。

2 学校法人洗足学園は、大学において任期制教員をその任期の期間中雇用するものとする。ただし、任期制教員がその意思により退職することを妨げるものではない。

(任用又は任期更新)

第5条 任期制教員の任用又は任期更新は、学長が決定する。

2 任用又は任期更新を希望する者は、学長に申し出をし、審査書類を提出しなければならない。

3 学長は、その可否について人事委員会に諮問するものとする。

4 審査書類は、次の各号にかかげるものとする。

(1) 氏名、在任職位及びその在任期間を記載した履歴書

(2) 教育研究業績書

(3) 業績に関する実物又はこれに準ずる資料

(待遇)

第6条 任期制教員の待遇は、個別の雇用契約、教員勤務規程及び関係法令の定めるところ

ろとする。

(公表)

第7条 この規程は、本学のホームページ等により広く周知を図るものとする。

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、教学センターが所管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の審議に基づき、学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成22年8月23日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。